

## 高等教育の修学支援新制度(日本学生支援機構給付型奨学金制度)を 申請されている方へ

日本学生支援機構(JASSO)へ高等教育の修学支援新制度(給付奨学金)を申請された学部生につきましては、給付奨学金が決定された際にその給付期間、支援区分に応じて授業料の一部減免を本学に申請することができます。

申請に基づいて、日本学生支援機構(JASSO)から大学に給付奨学金支援区分決定結果の連絡があった対象者から順次、支援区分に基づき一部減免を行い、再計算した学費等相当金額を「学費振込用 WEB サイト」の「学費一覧」に掲載いたします。

再計算した学費等相当金額の掲載準備が整いましたら UNIPA にてメール配信(カテゴリ:学費関連)いたします。

ただし、認定されず対象外となられた場合は前期学費等全額のご納入が必要となり、納入期限:5月16日(月)を一日でも過ぎる場合、学生支援課での延滞手続(延滞料 2,000 円)が必要となります。

認定結果がご不明な場合は、別途ご案内しております学費納入期限の延納手続を推奨いたします。

決められた受付期間内にお手続きください。

※「家計急変」ならびに「新規」にて申請・採用された方【前期期間(4月～9月)の全期間に対する支援区分が未決定である「家計急変」採用者も含む】については、納入期限までに修学支援新制度での認定結果が「学費振込用 WEB サイト」の「学費一覧」に反映されないため、延納手続により納入期限を延長いただくか、納入期限までに前期学費等全額をご納入ください。

前期学費等全額をご納入いただいた場合、認定結果の反映後、支援区分に基づき減免額を返金いたします。ご了承ください。